

奈良県人事委員会訓令第二号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

別表第一中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の運用について（平成二十六年三月二十八日付け奈人委第二百一号 各任命権者あて 奈良県人事委員会委員長通知）の規定による人事委員会の事務に関すること。